

# 【 制度改正対策セミナー 】

先着**20**名 受講料無料

小規模飲食店向け

## 『 HACCPの考え方に基づく衛生管理セミナー 』

食品衛生法が改正され、令和3年6月から原則としてすべての食品関連事業者に対しHACCPの衛生管理に沿った対応が求められる事となっています。

本セミナーではHACCPの衛生管理をわかりやすく説明するとともに、具体的な対応について演習を行いセミナー終了後、即実践いただく事が出来る内容となっています。

■日時：令和3年**1月19日** **火**

**14：00～16：00**

■会場：川辺町中央公民館

〒509-0304  
岐阜県加茂郡川辺町中川辺1518-4  
TEL 0574-53-2650

■講師：**道木 大介** 氏

一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センター  
食品衛生管理コンサルタント室

- ・環境マネジメントシステム主任審査員
- ・品質マネジメントシステム主任審査員
- ・食品衛生管理JFS-A/B規格審査員

岐阜県版HACCP認証取得支援  
HACCPの考え方による衛生管理について講演多数

2018年6月 食品衛生法改正  
↓  
2020年6月 **義務化スタート**  
↓ (経過措置期間)  
2021年6月 制度本格運用

### 義務化された衛生管理

- ①「衛生管理計画」の作成
- ②計画に基づく実施と管理
- ③実施内容の確認・記録

### HACCP (ハサップ)

Hazard (危害) Analysis (分析) Critical (重要) Control (管理) Point (点) の頭文字からとったもので、「**危害要因分析重要管理点**」と訳されています。

## 受講申込書 ※切り取らずにFAXしてください

岐阜県商工会联合会 中・東濃ブロック広域支援室 行

FAX **0574-66-1172** TEL 0574-66-1171

申込締切日：1月15日

|      |   |        |  |
|------|---|--------|--|
| 事業所名 |   | 氏名     |  |
| 住所   | 〒 | TEL    |  |
| FAX  |   | e-mail |  |

※ご記入いただいた個人情報は、本セミナーの運営以外の目的で使用することはありません。

## お問合せ

岐阜県商工会联合会 中東濃ブロック広域支援室  
〒509-0305 加茂郡川辺町西柝井1376-1  
電話0574-66-1171 FAX0574-66-1172

主催 岐阜県商工会联合会 (この事業は制度改正に伴う専門家派遣等事業として開催します)